

5 G サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

[現 行]

(目次)
 第1章～第2章 (略)
 第3章 5G契約
 第1節 契約の種別
 第6条 削除
 第6条の2 (略)
 第2節 (略)
 第3節 削除
 第18条 削除
 第19条 (略)
 第20条 削除
 第21条 削除
 第22条 削除
 第22条の2 削除
 第23条 削除
 第3章の2～第8章 (略)
 第9章 料金等
 第1節 (略)
 第2節 料金等の支払義務
 第46条～第47条 (略)
 第48条 削除
 第49条～第51条 (略)
 第3節～第7節 (略)
 第10章～第14章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～6 (略)	(略)
7 一般契約	5G契約であって、定期契約(附則に規定するものをいいます。以下同じとします。)以外のもの
8 (略)	(略)

(目次)
 第1章～第2章 (略)
 第3章 5G契約
 第1節 契約の種別
 第6条 契約の種別
 第6条の2 (略)
 第2節 (略)
 第3節 定期契約
 第18条 契約の単位
 第19条 (略)
 第20条 定期契約の満了
 第21条 定期契約の満了に伴う契約の更新等
 第22条 定期契約に係る電話番号保管
 第22条の2 定期契約に係る名義変更
 第23条 その他の提供条件
 第3章の2～第8章 (略)
 第9章 料金等
 第1節 (略)
 第2節 料金等の支払義務
 第46条～第47条 (略)
 第48条 定期契約に係る解約金の支払義務
 第49条～第51条 (略)
 第3節～第7節 (略)
 第10章～第14章 (略)
 料金表 (略)
 別表 (略)
 附則

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1～6 (略)	(略)
7 一般契約	5G契約であって、定期契約以外のもの
8 (略)	(略)

9～29 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 契約の種別

第6条 削除

第6条の2 (略)

第2節 一般契約

第7条～第11条 (略)

(5Gの利用の一時中断)

第12条 当社は、一般契約者から請求があったときは、5Gの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、電話番号保管（第13条（一般契約に係る電話番号保管）及び附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）を除きます。以下同じとします。）を行います。

第13条～第17条 (略)

第3節 削除

第18条 削除

第19条 (略)

第20条 削除

9 定期契約	5G契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの
10 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
11～31 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 5G契約

第1節 契約の種別

(契約の種別)

第6条 5G契約には、次の種別があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

第6条の2 (略)

第2節 一般契約

第7条～第11条 (略)

(5Gの利用の一時中断)

第12条 当社は、一般契約者から請求があったときは、5Gの利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第13条（一般契約に係る電話番号保管）及び第22条（定期契約に係る電話番号保管）に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。）を行います。

第13条～第17条 (略)

第3節 定期契約

(契約の単位)

第18条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期契約につき1人に限ります。

第19条 (略)

(定期契約の満了)

第20条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、FOMAに係る1年定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに締結した5Gに係る定期契約は、契約の解除があった1年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 第1項の規定にかかわらず、FOMAに係る2年定期契約（FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。）又はXiに係る定期契約（Xiサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに5Gに係る定期契約を締

	<p>結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったその F O M A に係る 2 年定期契約又は X i に係る定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>4 前 3 項の規定によるほか、その定期契約が第 21 条（定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。</p> <p>5 定期契約の 5 G について、電話番号保管（第 22 条（定期契約に係る電話番号保管）に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）があったときは、その電話番号保管があった日の属する暦月の翌暦月の初日（電話番号保管があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、前 4 項の規定を適用します。</p> <p>6 前項の規定によるほか、定期契約の 5 G について、電話番号保管を取りやめる請求があったときは、その請求があった日の属する暦月の翌暦月の初日（請求があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、第 1 項から第 4 項の規定を適用します。</p> <p>7 当社は、第 1 項から第 4 項に規定する定期契約の満了について、電話番号保管期間である場合を除き、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。</p>
<p>第 21 条 削 除</p>	<p><u>（定期契約の満了に伴う契約の更新等）</u></p> <p>第 21 条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。</p> <p>2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。</p> <p>(1) 定期契約者が 5 G サービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 第 70 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。</p> <p>(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p>
<p>第 22 条 削 除</p>	<p><u>（定期契約に係る電話番号保管）</u></p> <p>第 22 条 当社は、定期契約者（当社が別に定めるときを除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る 5 G の電話番号保管を行います。</p> <p>2 電話番号保管期間が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてその定期契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。</p> <p>3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。</p> <p>4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。</p> <p>5 定期契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。</p>
<p>第 22 条の 2 削 除</p>	<p><u>（定期契約に係る名義変更）</u></p> <p>第 22 条の 2 定期契約者は、定期契約に係る名義変更を請求することができます。</p> <p>2 定期契約者は、前項の規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属 5 G サービス取扱所に請求していただきます。</p> <p>3 前項の場合において、名義変更により新たにその 5 G 契約者になろうとする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。</p> <p>ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。</p> <p>4 当社は、第 2 項に規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。</p> <p>(1) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。</p> <p>(2) 定期契約に係る名義変更により新たにその 5 G 契約者になろうとする者が、5 G サービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。</p>

- き。
- (3) 定期契約に係る名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者が、第54条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。
- (4) 定期契約に係る名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者が、第70条（利用に係る5 G契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) 定期契約に係る名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (6) 前項の規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者の同意がないとき。
- (7) 名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第79条（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であつて、その名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。
- (8) 定期契約に係る名義変更により新たにその5 G契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。
- (9) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 5 定期契約に係る名義変更があつたときは、名義変更後にその5 G契約者となる者は、名義変更前の定期契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第52条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。
- 6 前5項の規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。
- (1) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この条において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があつたことを証明する書類を添えて所属5 Gサービス取扱所に請求していただきます。
- (2) 当社は、相続人等から名義変更の請求があつたときは、これを承諾します。
- (3) 前2号の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (4) 前号の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を定期契約者として取り扱います。

（その他の提供条件）

第23条 契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、定期契約者の氏名等の変更の届出、定期契約者が行う契約の解除及び当社が行う定期契約の解除の取扱いについては、一般契約（コースBに係るものを除きます。）の場合に準ずるものとします。

第3章の2～第4章（略）

第5章 ドコモU I Mカード等の貸与等

第1節 ドコモU I Mカード等の貸与等

第25条（略）

（契約者識別番号の登録等）

第26条 当社は、次の場合には、ドコモU I Mカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1)～(3)（略）

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）、第23条（その他の提供条件）、第23条の5（契約者識別番号）又は第61条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

第23条 削除

第3章の2～第4章（略）

第5章 ドコモU I Mカード等の貸与等

第1節 ドコモU I Mカード等の貸与等

第25条（略）

（契約者識別番号の登録等）

第26条 当社は、次の場合には、ドコモU I Mカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。

(1)～(3)（略）

2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）、第23条の5（契約者識別番号）又は第61条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。

第27条 (略)

第2節 (略)

第6章 (略)

第7章 利用中止等

(利用中止)

第36条 当社は、次の場合には、5 Gサービスの利用を中止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第10条 (契約者識別番号)、第23条の5 (契約者識別番号) 又は第61条 (修理又は復旧) の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 (略)

(利用停止)

第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (5 Gサービスに係る料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなった5 Gサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条 (債権の譲渡等) の規定により、当社が請求事業者 (第57条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第56条、第57条、第75条、第77条及び第87条において同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5 Gサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第14条 (一般契約者の氏名等の変更の届出) の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。

(4)～(11) (略)

2～3 (略)

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第38条 通信には、次の種類があります。

ただし、5 G特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モードに限ります。

表 (略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条 (5 Gの利用の一時中断)、第13条 (一般契約に係る電話番号保管)、第23条の7 (5 G特定接続の利用の一時中断) 又は第37条 (利用停止) の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1)～(注2) (略)

第2節～第3節 (略)

第9章 料金

す。

第27条 (略)

第2節 (略)

第6章 (略)

第7章 利用中止等

(利用中止)

第36条 当社は、次の場合には、5 Gサービスの利用を中止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第10条 (契約者識別番号)、第23条 (その他の提供条件)、第23条の5 (契約者識別番号) 又は第61条 (修理又は復旧) の規定により、契約者識別番号を変更するとき。

2 (略)

(利用停止)

第37条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間 (5 Gサービスに係る料金その他の債務 (この約款の規定により、支払いを要することとなった5 Gサービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいい、第57条 (債権の譲渡等) の規定により、当社が請求事業者 (第57条に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。) へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第56条、第57条、第75条、第77条及び第87条において同じとします。) を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、その5 Gサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第14条 (一般契約者の氏名等の変更の届出) 又は第23条 (その他の提供条件) の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実を反することが判明したとき。

(4)～(11) (略)

2～3 (略)

第8章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第38条 通信には、次の種類があります。

ただし、5 G特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モードに限ります。

表 (略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条 (5 Gの利用の一時中断)、第13条 (一般契約に係る電話番号保管)、第22条 (定期契約に係る電話番号保管)、第23条 (その他の提供条件)、第23条の7 (5 G特定接続の利用の一時中断) 又は第37条 (利用停止) の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1)～(注2) (略)

第2節～第3節 (略)

第9章 料金

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～6 (略)

第2節 料金等の支払義務

第46条～第47条 (略)

第48条 削除

第49条～第51条 (略)

第3節～第7節 (略)

第10章～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第74条の2 (略)

(利用者登録)

第75条 5G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5Gを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～7 (略)

8 5G契約者は、その5G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は5G契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)～(2) (略)

(3) 5G契約者が、その5Gサービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第37条（利用停止）の規定に基づき5Gサービスの利用を停止されることがあること、又は第17条（当社が行う一般契約の解除）の規定に基づき5G契約を解除されることがあること。

(3)～(7) (略)

9～12 (略)

(注) (略)

第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 5G契約者は、第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）又は第17条（当社が行う一般契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第57条（債権の譲渡等）の規定により、当社が5

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第45条 当社が提供する5Gの料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～6 (略)

第2節 料金等の支払義務

第46条～第47条 (略)

(定期契約に係る解約金の支払義務)

第48条 定期契約における契約の満了以外の事由によりその契約を解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約を解除したときは、料金表通則に規定する定期契約に係る解約金の支払いを要します。

第49条～第51条 (略)

第3節～第7節 (略)

第10章～第11章 (略)

第12章 雑則

第64条～第74条の2 (略)

(利用者登録)

第75条 5G契約者は、当社が定める方法により、その契約に係る5Gを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～7 (略)

8 5G契約者は、その5G契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社は5G契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)～(2) (略)

(3) 5G契約者が、その5Gサービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第37条（利用停止）の規定に基づき5Gサービスの利用を停止されることがあること、又は第17条（当社が行う一般契約の解除）又は第23条（その他の提供条件）の規定に基づき5G契約を解除されることがあること。

(3)～(7) (略)

9～12 (略)

(注) (略)

第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 5G契約者は、第16条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第17条（当社が行う一般契約の解除）又は第23条（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第57条（債権の譲

Gサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(5G契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、5G契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(5G契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1) 第17条の規定により当社がその5G契約を解除したとき(第70条(利用に係る契約者の義務)第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限り。)

(2) (略)

3~4 (略)

(注) (略)

第78条~第84条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1~15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている5Gサービス(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。以下次項において同じとします。)について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その5Gサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) (略)

(2) 第17条(当社が行う一般契約の解除)の規定によりその5G契約が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている5Gサービスについて、5G契約者(一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。)からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)~(2) (略)

(3) 第17条(当社が行う一般契約の解除)の規定によりその5G契約が解除されたとき。

18~30 (略)

(手続きに関する料金の適用)

31 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1)~(5) (略)

(6) 保管手数料

電話番号保管又はメールアドレス保管(spモードご利用規則に規定するspモード電子メールに係るメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行っている期間において支払いを要する料金

渡等)の規定により、当社が5Gサービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。)は、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者(BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。)とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報(5G契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、5G契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者(当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。)からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報(5G契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。)を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1) 第17条又は第23条の規定により当社がその5G契約を解除したとき(第70条(利用に係る契約者の義務)第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限り。)

(2) (略)

3~4 (略)

(注) (略)

第78条~第84条 (略)

第13章 (略)

料金表

通則

1~15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている5Gサービス(一般契約に係る区分のうち、コースBに係るものを除きます。以下次項において同じとします。)について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、その5Gサービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) (略)

(2) 第17条(当社が行う一般契約の解除)又は第23条(その他の提供条件)の規定によりその5G契約が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けている5Gサービスについて、5G契約者(一般契約に係る区分のうち、コースBを選択している者を除きます。)からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1)~(2) (略)

(3) 第17条(当社が行う一般契約の解除)又は第23条(その他の提供条件)の規定によりその5G契約が解除されたとき。

18~30 (略)

(定期契約に係る解約金の適用)

31 定期契約に係る解約金の適用については、第48条(定期契約に係る解約金の支払義務)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

ただし、5G契約者が当社が別に定める事由に該当するときは、解約金の支払いを要しません。

(手続きに関する料金の適用)

32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1)~(5) (略)

(6) 保管手数料

第13条(一般契約に係る電話番号保管)又は第22条(定期契約に係る電話番号保管)に規定する電話番号保管又はメールアドレス保管(spモードご利用規則に規定するspモード電子メールに係るメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行っている期間において支払いを要する料金

(7) (略)

32 手続きに関する料金の適用については、第49条（手続きに関する料金の支払義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 契約事務手数料の適用除外

ア 定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

イ (略)

(2)～(6) (略)

33～47 (略)

(注) 当社は、第47項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5 Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則（令和4年2月14日経企第2903号）

(実施期日)

1 この改正規定は、令和4年2月18日から実施します。

(料金の支払いに関する経過措置)

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった5 Gサービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(定期契約に係る経過措置)

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定期契約（5 G契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたものをいいます。以下この附則において同じとします。）の5 G（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は次のとおりとします。

(1) 定期契約の満了

ア 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この附則において「起算日」といいます。）から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ アの規定にかかわらず、F O M Aに係る1年定期契約（F O M Aサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに締結した5 Gに係る定期契約は、契約の解除があった1年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

ウ アの規定にかかわらず、F O M Aに係る2年定期契約（F O M Aサービス契約約款に規定するものをいいます。）又はX iに係る定期契約（X iサービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに5 Gに係る定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったそのF O M Aに係る2年定期契約又はX iに係る定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

エ アからウの規定にかかわらず、定期契約の5 Gについて、(3)に規定する電話番号保管があったときは、その電話番号保管があった日の属する暦月の翌暦月の初日（電話番号保管があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、その起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

オ 定期契約の5 Gについて、電話番号保管を取りやめる請求があったときは、その請求があった日の属する暦月の翌暦月の初日（請求があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、その起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

カ アからオの規定によるほか、その定期契約が次号の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

(7) (略)

33 手続きに関する料金の適用については、第49条（手続きに関する料金の支払義務）及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 契約事務手数料の適用除外

ア 一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合及び定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

イ (略)

(2)～(6) (略)

34～48 (略)

(注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係の5 Gサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

(2) 定期契約の満了に伴う契約の更新等

ア 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

ウ 当社は、イの規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。

(ア) 定期契約者が5 Gサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(イ) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(ウ) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。

(エ) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。

(オ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(3) 定期契約に係る電話番号保管

ア 当社は、定期契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る5 Gの電話番号保管を行います。

イ 電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてその定期契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

ウ イに規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

エ 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

オ 定期契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は5 G契約の解除に限り行うことができます。

(4) 定期契約に係る名義変更

ア 定期契約者は、定期契約に係る名義変更を請求することができます。

イ 定期契約者は、アの規定により名義変更を請求するときは、当事者が連署した当社所定の書面により所属5 Gサービス取扱所に請求していただきます。

ウ イの場合において、名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者は、当社が契約申込書の記載内容を確認するための書類を提示していただきます。

ただし、当社が別に定める方法により確認する場合は、この限りではありません。

エ 当社は、イに規定する請求があったときは、次の場合を除いて、これを承諾します。

(ア) その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認めるものを含みます。）以外であるとき。

(イ) 定期契約に係る名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者が、5 Gサービスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り又は怠るおそれがあるとき。

(ウ) 定期契約に係る名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者が、第54条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(エ) 定期契約に係る名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者が、第70条（利用に係る5 G契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

(オ) 定期契約に係る名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(カ) ウの規定により提示された書類に係る情報を、当社がその書類の発行元機関へ通知する場合において、名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者の同意がないとき。

(キ) 名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがある場合又は第79条（契約者確認）に規定する当社が行う契約者確認の求めを受けたことがある場合であって、その名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者と当社との間で締結している5 Gサービスに係る契約及び他の電気通信サービスに係る契約の数が、当社が定める数を超えることとなるとき。

(ク) 定期契約に係る名義変更により新たにその定期契約者になろうとする者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規

定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めたとき。

(ケ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

オ 定期契約に係る名義変更があったときは、名義変更後にその定期契約者となる者は、名義変更前の定期契約者が有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務（第52条（相互接続通信に係る料金の取扱い）の規定により協定事業者が定める相互接続通信に関する料金のうち当社が請求することとなる料金を含みます。）を承継します。

カ アからオの規定にかかわらず、相続又は法人の合併若しくは分割（以下「相続等」といいます。）に伴う名義変更の取扱いについては、次のとおりとします。

(ア) 相続人、合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人又は分割により営業を承継する法人（以下この附則において「相続人等」といいます。）は、当社所定の書面に相続等があったことを証明する書類を添えて所属5Gサービス取扱所に請求していただきます。

(イ) 当社は、相続人等から名義変更の請求があったときは、これを承諾します。

(ウ) (ア)及び(イ)の場合において相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者として定めて請求していただきます。これを変更したときも同様とします。

(エ) (ウ)の規定による代表者からの請求があるまでの間、当社は、相続人等の1人を定期契約者として取り扱います。

(5) (1)から(4)以外の提供条件については、改正後の規定における一般契約（コースBに係るものを除きます。）の5Gの場合に準じて取扱います。

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>(目次)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p> 第1節 削 除</p> <p> 第6条 削 除</p> <p> 第2節 (略)</p> <p> 第3節 削 除</p> <p> 第17条 削 除</p> <p> 第18条 (略)</p> <p> 第19条 削 除</p> <p> 第20条 削 除</p> <p> 第20条の2 削 除</p> <p> 第21条 削 除</p> <p>第4章 X i コピキタス契約</p> <p> 第1節 削 除</p> <p> 第21条の2 削 除</p> <p> 第2節 (略)</p> <p> </p> <p>第4章の2～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 料金等の支払義務</p> <p> 第49条～第50条 (略)</p> <p> 第51条 削 除</p> <p> 第52条～第53条 (略)</p> <p> 第3節～第7節 (略)</p> <p>第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p>	<p>(目次)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 X i 契約</p> <p> 第1節 契約の種類</p> <p> 第6条 契約の種類</p> <p> 第2節 (略)</p> <p> 第3節 定期契約</p> <p> 第17条 契約の単位</p> <p> 第18条 (略)</p> <p> 第19条 定期契約の満了</p> <p> 第20条 定期契約の満了に伴う契約の更新等</p> <p> 第20条の2 定期契約に係る電話番号保管</p> <p> 第21条 その他の提供条件</p> <p>第4章 X i コピキタス契約</p> <p> 第1節 契約の種類</p> <p> 第21条の2 契約の種類</p> <p> 第2節 (略)</p> <p> 第3節 X i コピキタス定期契約</p> <p> 第21条の7の2 契約の単位</p> <p> 第21条の7の3 削 除</p> <p> 第21条の7の4 X i コピキタス定期契約の満了</p> <p> 第21条の7の5 X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等</p> <p> 第21条の7の6 その他の提供条件</p> <p>第4章の2～第9章 (略)</p> <p>第10章 料金等</p> <p> 第1節 (略)</p> <p> 第2節 料金等の支払義務</p> <p> 第49条～第50条 (略)</p> <p> 第51条 定期契約等に係る解約金の支払義務</p> <p> 第52条～第53条 (略)</p> <p> 第3節～第7節 (略)</p> <p>第11章～第14章 (略)</p> <p>料金表 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>附則</p>

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～12 (略)	(略)
13 一般契約	X i 契約であって、定期契約（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
14 (略)	(略)
15 X i コピキタス一般契約	X i コピキタス契約であって、X i コピキタス定期契約（附則に規定するものをいいます。以下同じとします。）以外のもの
16 (略)	(略)
17～33 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 X i 契約

第1節 削除

第6条 削除

第2節 一般契約

第7条～第11条 (略)

(X i の利用の一時中断)

第12条 当社は、一般契約者から請求があったときは、X i の利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、電話番号保管（第12条の2（一般契約に係る電話番号保管）及び附則に規定す

第1章 総則

第1条～第2条 (略)

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
1～12 (略)	(略)
13 一般契約	X i 契約であって、定期契約以外のもの
14 (略)	(略)
15 定期契約	X i 契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの
16 定期契約者	当社と定期契約を締結している者
17 X i コピキタス一般契約	X i コピキタス契約であって、X i コピキタス定期契約以外のもの
18 (略)	(略)
19 X i コピキタス定期契約	X i コピキタス契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたもの
20 X i コピキタス定期契約者	当社とX i コピキタス定期契約を締結している者
21～37 (略)	(略)

第2章 (略)

第3章 X i 契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第6条 X i 契約には、次の種類があります。

- (1) 一般契約
- (2) 定期契約

第2節 一般契約

第7条～第11条 (略)

(X i の利用の一時中断)

第12条 当社は、一般契約者から請求があったときは、X i の利用の一時中断（その契約者識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいい、第12条の2（X i の電話番号保管）及び第20条の2（定期契約に係る電話番号

るものをいいます。以下同じとします。)を除きます。以下同じとします。)を行います。

第13条～第16条 (略)

第3節 削除

第17条 削除

第18条 (略)

第19条 削除

第20条 削除

保管)に規定する電話番号保管を除きます。以下同じとします。)を行います。

第13条～第16条 (略)

第3節 定期契約

(契約の単位)

第17条 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1の定期契約を締結します。この場合、定期契約者は、1の定期契約につき1人に限ります。

第18条 (略)

(定期契約の満了)

第19条 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日(契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この条において「起算日」といいます。)から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、FOMAに係る1年定期契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)の解除と同時に新たに締結したXiに係る定期契約は、契約の解除があった1年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

3 第1項の規定にかかわらず、FOMAに係る2年定期契約(FOMAサービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき(当社が別に定めるときを除きます。)は、契約の解除があったそのFOMAに係る2年定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

4 第1項の規定にかかわらず、5Gサービスに係る定期契約(5Gサービス契約約款に規定するものをいいます。)の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき(当社が別に定めるときを除きます。)は、契約の解除があったその5Gサービスに係る定期契約に係る起算日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

5 前4項の規定によるほか、その定期契約が第20条(定期契約の満了に伴う契約の更新等)の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して2年が経過することとなる日をもって満了となります。

6 定期契約のXiについて、電話番号保管(第20条の2(定期契約に係る電話番号保管)に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。)があったときは、その電話番号保管があった日の属する暦月の翌暦月の初日(電話番号保管があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。)を起算日として、前4項の規定を適用します。

7 前項の規定によるほか、定期契約のXiについて、電話番号保管を取りやめる請求があったときは、その請求があった日の属する暦月の翌暦月の初日(請求があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。)を起算日として、第1項から第4項の規定を適用します。

8 当社は、第1項から第5項に規定する定期契約の満了について、電話番号保管期間である場合を除き、当該定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該定期契約者(当社が定める者を除きます。)に通知します。

(定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第20条 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただけます。

2 当社は、前項に規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。

(1) 定期契約者がXiの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

(2) 第70条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

(3) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。

(4) 定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第10条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認めるとき。

(5) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

第20条の2 削除

第21条 削除

第4章 X i コピキタス契約

第1節 契約の種類

第21条の2 削除

第2節 (略)

(定期契約に係る電話番号保管)

第20条の2 当社は、定期契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係るX i の電話番号保管を行います。

2 電話番号保管期間が3年を経過したときは、電話番号保管期間が3年を経過した日においてそのX i 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が3年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。

3 前項に規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。

4 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。

5 定期契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。

(その他の提供条件)

第21条 契約者識別番号、請求による契約者識別番号の変更、利用の一時中断、契約者の氏名等の変更の届出、名義変更、契約者が行う契約の解除及び当社が行う契約の解除の取扱いについては、一般契約の場合に準ずるものとします。

第4章 X i コピキタス契約

第1節 契約の種類

(契約の種類)

第21条の2 X i コピキタス契約には、次の種別があります。

(1) コピキタス一般契約

(2) コピキタス定期契約

第2節 (略)

第3節 X i コピキタス定期契約

(契約の単位)

第21条の7の2 当社は、契約者識別番号1番号ごとに1のX i コピキタス定期契約を締結します。この場合、契約者は、1のX i コピキタス定期契約につき1人に限ります。

第21条の7の3 削除

(X i コピキタス定期契約の満了)

第21条の7の4 X i コピキタス定期契約は、当社がそのX i コピキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して2年を経過することとなる日をもって満了となります。

2 前項の規定にかかわらず、そのX i コピキタス定期契約が第21条の7の5（X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等）の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して第1項に規定する期間が経過することとなる日をもって満了となります。

3 当社は、前2項に規定するX i コピキタス定期契約の満了について、当該X i コピキタス定期契約の満了日の属する暦月において、当社が定める方法により、当該X i コピキタス定期契約者（当社が定める者を除きます。）に通知します。

(X i コピキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等)

第21条の7の5 X i コピキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たにX i コピキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するとき

は、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。

2 当社は、X i コピキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日にX i コピ

<p>第4章の2～第5章</p> <p>第6章 ドコモU I Mカード等の貸与等</p> <p>第1節 ドコモU I Mカード等の貸与等</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(契約者識別番号の登録等)</p> <p>第30条 当社は、次の場合には、ドコモU I Mカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）第3項、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 利用中止等</p> <p>(利用中止)</p> <p>第40条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第10条（契約者識別番号）第3項、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX i サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をい、第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第58条の2に規定するものをいいます。以下この条にお</p>	<p>キタス定期契約を更新します。</p> <p>3 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのX i コピキタス定期契約を更新しないことがあります。</p> <p>(1) X i コピキタス定期契約者がX i コピキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。</p> <p>(2) 第70条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。</p> <p>(3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。</p> <p>(その他の提供条件)</p> <p>第21条の7の6 X i コピキタス定期契約におけるその他の提供条件（X i の電話番号保管、料金表及び別表に定めるものを除きます。）については、X i コピキタス一般契約の場合に準ずるものとします。</p> <p>ただし、X i コピキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。</p> <p>第4章の2～第5章</p> <p>第6章 ドコモU I Mカード等の貸与等</p> <p>第1節 ドコモU I Mカード等の貸与等</p> <p>第29条 (略)</p> <p>(契約者識別番号の登録等)</p> <p>第30条 当社は、次の場合には、ドコモU I Mカード等について契約者識別番号その他の情報の登録、変更又は消去（以下「契約者識別番号の登録等」といいます。）を行います。</p> <p>2 当社は、前項の規定によるほか、第10条（契約者識別番号）第3項、第21条（その他の提供条件）、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により契約者識別番号を変更する場合は契約者識別番号の登録等を行います。</p> <p>第31条 (略)</p> <p>第2節 (略)</p> <p>第7章 (略)</p> <p>第8章 利用中止等</p> <p>(利用中止)</p> <p>第40条 当社は、次の場合には、X i サービスの利用を中止することがあります。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 第10条（契約者識別番号）第3項、第21条（その他の提供条件）、第21条の5（契約者識別番号）第2項、第21条の7の6（その他の提供条件）、第25条（契約者識別番号）第2項若しくは第3項又は第62条（修理又は復旧）の規定により、契約者識別番号を変更するとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用停止)</p> <p>第41条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（X i に係る料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったX i サービスに係る料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をい、第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社が請求事業者（第58条の2に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第58条、第74条の2、第77条及び第83条において同じとしま</p>
---	---

いて同じとします。)へ譲渡した債権を含みます。以下この条、第58条、第74条の2、第77条及び第83条において同じとします。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第13条 (一般契約者の氏名等の変更の届出)又は第21条の7 (その他の提供条件)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(11) (略)

2～3 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モード (128k通信モードを除きます。)に限りです。

表 (略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条 (X i の利用の一時中断)、第12条の2 (一般契約に係る電話番号保管)、第20条の2 (定期契約に係る電話番号保管)、第21条の7 (その他の提供条件)、第25条の3 (X i 特定接続の利用の一時中断)若しくは第41条 (利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1)～(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節～第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。)の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～6 (略)

第2節 料金等の支払義務

第49条～第50条 (略)

第51条 削除

す。)を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間)、そのX iサービスの利用を停止することがあります。

(1)～(2) (略)

(3) 第13条 (一般契約者の氏名等の変更の届出)、第21条 (その他の提供条件)、第21条の7 (その他の提供条件)又は第21条の7の6 (その他の提供条件)の規定に違反したとき並びにその規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(4)～(11) (略)

2～3 (略)

第9章 通信

第1節 通信の種類等

(通信の種類等)

第42条 通信には、次の種類があります。

ただし、X i ユビキタスに係る通信の種類は、データ通信モード及びショートメッセージ通信モードに、X i 特定接続に係る通信の種類は通話モード及びデータ通信モード (128k通信モードを除きます。)に限りです。

表 (略)

2～3 (略)

4 前項に規定する災害等の情報は、第12条 (X i の利用の一時中断)、第12条の2 (一般契約に係る電話番号保管)、第20条の2 (定期契約に係る電話番号保管)、第21条 (その他の提供条件)、第21条の7 (その他の提供条件)、第21条の7の6 (その他の提供条件)、第25条の3 (X i 特定接続の利用の一時中断)若しくは第41条 (利用停止)の規定にかかわらず、利用の一時中断をしている場合又は利用停止されている場合であっても受信することができます。

(注1)～(注2) (略)

第43条～第44条 (略)

第2節～第4節 (略)

第10章 料金等

第1節 料金及び工事費等

(料金及び工事費等)

第48条 当社が提供するX i サービス (X i 特定接続を除きます。以下この条において同じとします。)の料金は、基本使用料、付加機能使用料、通信料、定期契約等 (定期契約及びX i ユビキタス定期契約をいいます。以下同じとします。)に係る解約金、手続きに関する料金、ユニバーサルサービス料、電話リレーサービス料及び請求書等の発行に関する料金とし、料金表通則に定めるところによります。

2～6 (略)

第2節 料金等の支払義務

第49条～第50条 (略)

(定期契約等に係る解約金の支払義務)

第51条 定期契約等における契約の満了以外の事由によりその契約を解除することを当社に通知したとき又は当社がその定期契約等を解除したときは、料金表通則に規定する定期契約等に係る解約金の支払いを要します。

第52条～第53条 (略)

第52条～第53条 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第74条 (略)

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者（当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はX i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)～(2) (略)

(3) X i 契約者が、そのX i サービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第41条（利用停止）の規定に基づきX i サービスの利用を停止されることがあること、又は第16条（当社が行う一般契約の解除）若しくは第21条の7（その他の提供条件）の規定に基づきX i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(7) (略)

7～9 (略)

(注1)～(注2) (略)

第75条～第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 X i 契約者は、第15条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第16条（当社が行う一般契約の解除）、第21条の6（契約者が行うX i コピキタス一般契約の解除）又は第21条の7（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社がX i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者（BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1) 第16条又は第21条の7の規定により当社がそのX i 契約を解除したとき（第70条（利用に係る契約者の義務）第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。

(2) (略)

3～4 (略)

第3節～第7節 (略)

第11章～第12章 (略)

第13章 雑則

第65条～第74条 (略)

(利用者登録)

第74条の2 X i 契約者（当社が別に定める者を除きます。以下この条において同じとします。）は、当社が定める方法により、その契約に係るX i サービスを主に利用する者の登録（以下「利用者登録」といいます。）を行うことができます。この場合において、利用者登録により当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、登録利用者の氏名及び生年月日とします。

2～5 (略)

6 X i 契約者は、そのX i 契約者以外の者を登録利用者として利用者登録を行うときは、次の事項についてあらかじめ登録利用者となる者の承諾を得ていただきます。この場合において、当社はX i 契約者が登録利用者の承諾を得ていないことに起因する損害について、責任を負いません。

(1)～(2) (略)

(3) X i 契約者が、そのX i サービスに関する料金その他の債務を支払わないときは、第41条（利用停止）の規定に基づきX i サービスの利用を停止されることがあること、又は第16条（当社が行う一般契約の解除）、第21条（その他の提供条件）、第21条の7（その他の提供条件）及び第21条の7の6（その他の提供条件）の規定に基づきX i サービスに係る契約を解除されることがあること。

(4)～(7) (略)

7～9 (略)

(注1)～(注2) (略)

第75条～第76条 (略)

(電気通信事業者への情報の通知)

第77条 X i 契約者は、第15条（一般契約者が行う一般契約の解除）、第16条（当社が行う一般契約の解除）、第21条（その他の提供条件）、第21条の6（契約者が行うX i コピキタス一般契約の解除）、第21条の7（その他の提供条件）又は第21条の7の6（その他の提供条件）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがないとき（第58条の2（債権の譲渡等）の規定により、当社がX i サービスの料金その他の債務に係る債権を請求事業者へ譲渡した場合であって、その請求事業者への支払いがないときを含みます。）は、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者、PHS事業者及びBWA事業者（BWAアクセスサービスの役務を提供する電気通信事業者をいいます。）とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号、生年月日及び支払状況等の情報（X i 契約者を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

2 前項の規定によるほか、X i 契約者は、次のいずれかに該当するときは、当社以外の電気通信事業者（当社が別に定める携帯電話事業者及びPHS事業者とします。）からの請求に基づき、氏名、住所、契約者識別番号及び生年月日等の情報（X i 契約者を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することあらかじめ同意するものとします。

(1) 第16条、第21条又は第21条の7の規定により当社がそのX i 契約を解除したとき（第70条（利用に係る契約者の義務）第2項又は第3項の規定に違反したと当社が認めた場合に限ります。）。

(2) (略)

3～4 (略)

第77条の2～第80条の2 (略)

第14章 (略)

料金表

通則

1～15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのX i サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) (略)

(2) 第16条(当社が行う一般契約の解除)の規定によりそのX i 契約が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、X i 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) (略)

(2) 第16条(当社が行う一般契約の解除)の規定によりそのX i 契約が解除されたとき。

18～30 (略)

(手続きに関する料金の適用)

31 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 保管手数料

電話番号保管又はメールアドレス保管(spモードご利用規則に規定するspモード電子メールに係るメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行っている期間において支払いを要する料金

(7) (略)

32 手続きに関する料金の適用については、第52条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 契約事務手数料の適用除外

ア 定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

イ X i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにX i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

ウ (略)

32～47 (略)

(注) 当社は、第47項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

第77条の2～第80条の2 (略)

第14章 (略)

料金表

通則

1～15 (略)

16 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、次のいずれかに該当することを当社が確認したときは、そのX i サービスの利用に係る口座振替案内書又はクレジットカード利用案内書を発行します。

(1) (略)

(2) 第16条(当社が行う一般契約の解除)又は第21条(その他の提供条件)の規定によりそのX i 契約が解除されたとき。

17 当社は、電子媒体による請求額情報の通知の取扱いを受けているX i について、X i 契約者からこの取扱いを廃止する申出があった場合のほか、次のいずれかに該当する場合は、この取扱いを廃止します。

(1) (略)

(2) 第16条(当社が行う一般契約の解除)又は第21条(その他の提供条件)の規定によりそのX i 契約が解除されたとき。

18～30 (略)

(定期契約等に係る解約金の適用)

31 定期契約等に係る解約金の適用については、第51条(定期契約等に係る解約金の支払義務)の規定によるほか、当社が別に定めるところによります。

(手続きに関する料金の適用)

32 手続きに関する料金の種別は次のとおりとします。

(1)～(5) (略)

(6) 保管手数料

第12条の2(一般契約に係る電話番号保管)又は第20条の2(定期契約に係る電話番号保管)に規定する電話番号保管又はメールアドレス保管(spモードご利用規則に規定するspモード電子メールに係るメールアドレスを、他に転用することなく、請求があった日から一定期間利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行っている期間において支払いを要する料金

(7) (略)

33 手続きに関する料金の適用については、第52条(手続きに関する料金の支払義務)及び料金表別記の規定によるほか、次に定めるところによります。

(1) 契約事務手数料の適用除外

ア 一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たに定期契約を締結する場合及び定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たに一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

イ X i ユビキタス一般契約を締結している者が、その契約の解除と同時に新たにX i ユビキタス定期契約を締結する場合及びX i ユビキタス定期契約を締結している者がその契約の解除と同時に新たにX i ユビキタス一般契約を締結する場合の契約事務手数料については、前項及び料金表別記の規定にかかわらず、適用しません。

ウ (略)

33～48 (略)

(注) 当社は、第48項の規定により料金等の減免を行ったときは、関係のX i サービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

別記 (略)

別表1～別表7 (略)

附 則（令和 4 年 2 月 14 日経企第 2903 号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和 4 年 2 月 18 日から実施します。

（料金の支払いに関する経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった X i サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（定期契約に係る経過措置）

3 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている定期契約（X i 契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたものをいいます。以下この附則において同じとします。）の X i（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は次のとおりとします。

（1）定期契約の満了

ア 定期契約は、当社がその定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日とします。以下この附則において「起算日」といいます。）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

イ アの規定にかかわらず、F O M A に係る 1 年定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。以下この条において同じとします。）の解除と同時に新たに締結した X i に係る定期契約は、契約の解除があった 1 年定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

ウ アの規定にかかわらず、F O M A に係る 2 年定期契約（F O M A サービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったその F O M A に係る 2 年定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

エ アの規定にかかわらず、5 G サービスに係る定期契約（5 G サービス契約約款に規定するものをいいます。）の解除と同時に新たに定期契約を締結したとき（当社が別に定めるときを除きます。）は、契約の解除があったその 5 G サービスに係る定期契約に係る起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

オ アからエの規定にかかわらず、定期契約の X i について、(3)に規定する電話番号保管があったときは、その電話番号保管があった日の属する暦月の翌暦月の初日（電話番号保管があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、その起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

カ 定期契約の X i について、電話番号保管を取りやめる請求があったときは、その請求があった日の属する暦月の翌暦月の初日（請求があった日が暦月の初日となる場合はその日とします。）を起算日として、その起算日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

キ アからカの規定によるほか、その定期契約が次号の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。

（2）定期契約の満了に伴う契約の更新等

ア 定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに一般契約を締結するときは、その定期契約を締結した日から定期契約の満了日を含む暦月の前々暦月の末日までの間において、当社に申し出ていただきます。

イ 当社は、アに規定する申出がなかったときは、その契約の満了日の翌日に定期契約を更新します。

ウ 当社は、イの規定にかかわらず、次の場合には、その定期契約を更新しないことがあります。

（ア）定期契約者が X i の料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

（イ）第 70 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。

（ウ）定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与するおそれがあるとき。

（エ）定期契約者が、携帯電話不正利用防止法第 10 条の規定に違反して通話可能端末設備等を貸与したと当社が認められたとき。

（オ）その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

（3）定期契約に係る電話番号保管

- ア 当社は、定期契約者（当社が別に定める者を除きます。）から請求があったときは、当社が別に定める基本使用料の料金種別に係る X i の電話番号保管を行います。
- イ 電話番号保管期間が 3 年を経過したときは、電話番号保管期間が 3 年を経過した日においてその X i 契約は解除されたものとします。この場合において、当社は、電話番号保管期間が 3 年を経過する前にあらかじめそのことを定期契約者に通知します。
- ウ イに規定する電話番号保管期間は、電話番号保管の請求があった日を含む暦月の翌暦月の初日から起算します。
- エ 電話番号保管を取りやめる請求があったときの基本使用料の料金種別の変更その他の提供条件は、当社が別に定めるところによります。
- オ 定期契約者は、電話番号保管期間は、電話番号保管を取りやめる請求又は契約の解除に限り行うことができます。
- (4) (1)から(3)以外の提供条件については、改正後の規定における一般契約の X i の場合に準じて取扱います。
(X i ユビキタス定期契約に係る経過措置)
- 4 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供されている X i ユビキタス定期契約（X i ユビキタス契約であって、その契約に係る契約期間があらかじめ定められたものをいいます。以下この附則において同じとします。）の X i ユビキタス（改正前の規定により契約の申込みの承諾を受けているものを含みます。）の提供条件は次のとおりとします。
- (1) X i ユビキタス定期契約の満了
- ア X i ユビキタス定期契約は、当社がその X i ユビキタス定期契約に基づき契約者回線の提供を開始した日の属する暦月の翌暦月の初日（契約者回線の提供を開始した日が暦月の初日となる場合はその日）から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- イ アの規定にかかわらず、その X i ユビキタス定期契約が次項の規定により更新されたものであるときは、その更新日から起算して 2 年が経過することとなる日をもって満了となります。
- (2) X i ユビキタス定期契約の満了に伴う契約の更新等
- ア X i ユビキタス定期契約者は、その契約の満了と同時に新たに X i ユビキタス一般契約を締結するとき又は満了と同時に契約を解除するときは、当社が指定する期間中に、当社に申し出ていただきます。
- イ 当社は、X i ユビキタス定期契約の満了日までに前項に規定する申出がなかった場合は、その契約の満了日の翌日に X i ユビキタス定期契約を更新します。
- ウ 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その X i ユビキタス定期契約を更新しないことがあります。
- (ア) X i ユビキタス定期契約者が X i ユビキタスの料金その他の債務又は当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (イ) 第 70 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (3) (1)及び(2)以外の提供条件については、改正後の規定における X i ユビキタス一般契約の X i ユビキタスの場合に準じて取扱います。
- ただし、X i ユビキタス一般契約の場合とは別に定めがあるときは、この限りではありません。
- (その他)
- 5 経企第 1251 号（平成 26 年 1 月 10 日）の附則第 4 項第 3 号を次のように改めます。
- (3) 削除
- 6 経企第 702 号（平成 26 年 8 月 8 日）の附則第 4 項第 3 号及び第 7 号を次のように改めます。
- (3) 削除
- (7) 削除
- 7 経企第 406 号（令和元年 5 月 21 日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第 20 項を次のように改めます。
- ア 第 4 号を次のように改めます。
- (4) 削除
- イ 第 7 号中「フリーコース（定期契約であって、当社が定める期間が経過した後、定期契約に係る解約金の支払いを要さないものをいいます。）」を「フリーコース（定期契約の X i であって、(3)のオの A に規定するシングルバック等に係る定額通信料の月極割引の適用又はそのシングルバック等に係る定額通信料の月極割引の適用に代えて d ポイントクラブ会員規約に基づく料金月の末日における d ポイント進呈がされないものをいいます。）」に改めます。
- (2) 第 21 項第 3 号を次のように改めます。

<p>(3) 削除 8 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第4項第3号を次のように改めます。 (3) 削除</p>	
--	--

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]
<p>附 則 (令和 4 年 2 月 14 日 経 企 第 2903 号) (実施 期 日)</p> <p>1 この附 則 は、令和 4 年 2 月 18 日 から 実 施 し ま す。 (経 過 措 置)</p> <p>2 この附 則 実 施 前 に 支 払 い 又 は 支 払 わ な け れ ば な ら な かつ た F O M A サ ー ビ ス の 料 金 そ の 他 の 債 務 に つ い て は、な お 従 前 の と お り と し ま す。 (そ の 他)</p> <p>3 経 企 第 848 号 (平 成 17 年 10 月 25 日) の 附 則 第 3 項 第 3 号 及 び 第 14 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 (14) 削 除</p> <p>4 経 企 第 294 号 (平 成 21 年 6 月 24 日) の 附 則 第 5 項 第 3 号 及 び 第 12 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 (12) 削 除</p> <p>5 経 企 第 1200 号 (平 成 22 年 2 月 22 日) の 附 則 第 3 項 第 3 号 及 び 第 11 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 (11) 削 除</p> <p>6 経 企 第 923 号 (平 成 22 年 11 月 20 日) の 附 則 第 3 項 第 2 号 及 び 第 3 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (2) 削 除 (3) 削 除</p> <p>7 経 企 第 1022 号 (平 成 25 年 11 月 14 日) の 附 則 第 3 項 第 3 号 及 び 第 9 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 (9) 削 除</p> <p>8 経 企 第 1251 号 (平 成 26 年 1 月 10 日) の 附 則 を 次 の よう に 改 め ま す。 (1) 第 5 項 第 3 号 及 び 第 9 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 (9) 削 除 (2) 第 6 項 第 3 号 及 び 第 9 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 (9) 削 除</p> <p>9 経 企 第 406 号 (令 和 元 年 5 月 21 日) の 附 則 を 次 の よう に 改 め ま す。 (1) 第 4 項 を 次 の よう に 改 め ま す。 ア 第 3 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除 イ 第 6 号 中「フ リー コース (定 期 契 約 で あ っ て、当 社 が 定 め る 期 間 が 経 過 し た 後、定 期 契 約 に 係 る 解 約 金 の 支 払 い を 要 さ な い も の を い い ま す。)」を「フ リー コース (定 期 契 約 の F O M A で あ っ て、(2)の オ の ア に 規 定 す る シ ン グ ル バ ッ ク 等 に 係 る 定 額 通 信 料 の 月 極 割 引 の 適 用 又 は そ の シ ン グ ル バ ッ ク 等 に 係 る 定 額 通 信 料 の 月 極 割 引 の 適 用 に 代 えて d ポ イ ン ト ク ラ ブ 会 員 規 約 に 基 づ く 料 金 月 の 末 日 に お け る d ポ イ ン ト 進 呈 が さ れ な い も の を い い ま す。』に 改 め ま す。 (2) 第 5 項 第 3 号 を 次 の よう に 改 め ま す。 (3) 削 除</p> <p>10 経 企 第 1605 号 (令 和 元 年 9 月 24 日) の 附 則 第 3 項 を 次 の よう に 改 め ま す。 (1) 第 1 号 の エ を 次 の よう に 改 め ま す。 エ 削 除 (2) 第 2 号 の オ の (オ) を 次 の よう に 改 め ま す。 (オ) 削 除</p>	

- (3) 第3号のウを次のように改めます。
(ウ) 削除
- (4) 第4号を次のように改めます。
(4) 削除
- 11 経企第1635号（令和元年9月27日）の附則第3項第3号を次のように改めます。
(3) 削除
- 12 経企第3254号（令和2年3月26日）の附則を次のように改めます。
- (1) 第3項第8号のア中、「通信料、定期契約に係る解約金、手続きに関する料金」を「通信料、手続きに関する料金」に改めます。
- (2) 第4項を次のように改めます。
ア 第2号のイを次のように改めます。
イ 削除
イ 第5号を次のように改めます。
(5) 削除
- (3) 第6項を次のように改めます。
ア 第2号のイを次のように改めます。
イ 削除
イ 第3号のウ(ウ)から(オ)を次のように改めます。
(ウ) 削除
(エ) 削除
(オ) 削除
ウ 第5号を次のように改めます。
(5) 削除